

加点となるのは、次の①と②の要件をともに満たしている場合です。

- ①審査基準日以前1年のうち、発注者から直接請け負った審査対象工事において
- ②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施しており、別記様式第6号に掲げる誓約書を提出していること

①審査基準日以前1年のうち、発注者から直接請け負った審査対象工事

⇒ 審査基準日以前1年以内に発注者から直接請け負った建設工事とは**対象期間に元請として契約をした工事(変更契約は除く)**すべてのことを指します。

- (例) ・対象期間中に契約すると**対象工事**となり、竣工(予定)日が対象期間外でも**対象工事**となります。
- ・対象期間前に契約すると**対象外工事**となり、竣工(予定)日が対象期間内でも、**対象外工事**となります。

⇒ 審査対象工事とは、次の(1)～(3)を除く工事です。

(1) 日本国内以外で施工する工事

(2) 建設業法施行令で定める軽微な工事

- ・建設工事1件の請負金額が500万円に満たない工事
- ・建築一式工事1件の請負金額が1,500万円に満たない工事
- ・建築一式工事のうち延べ床面積が150m²に満たない木造住宅を建設する工事

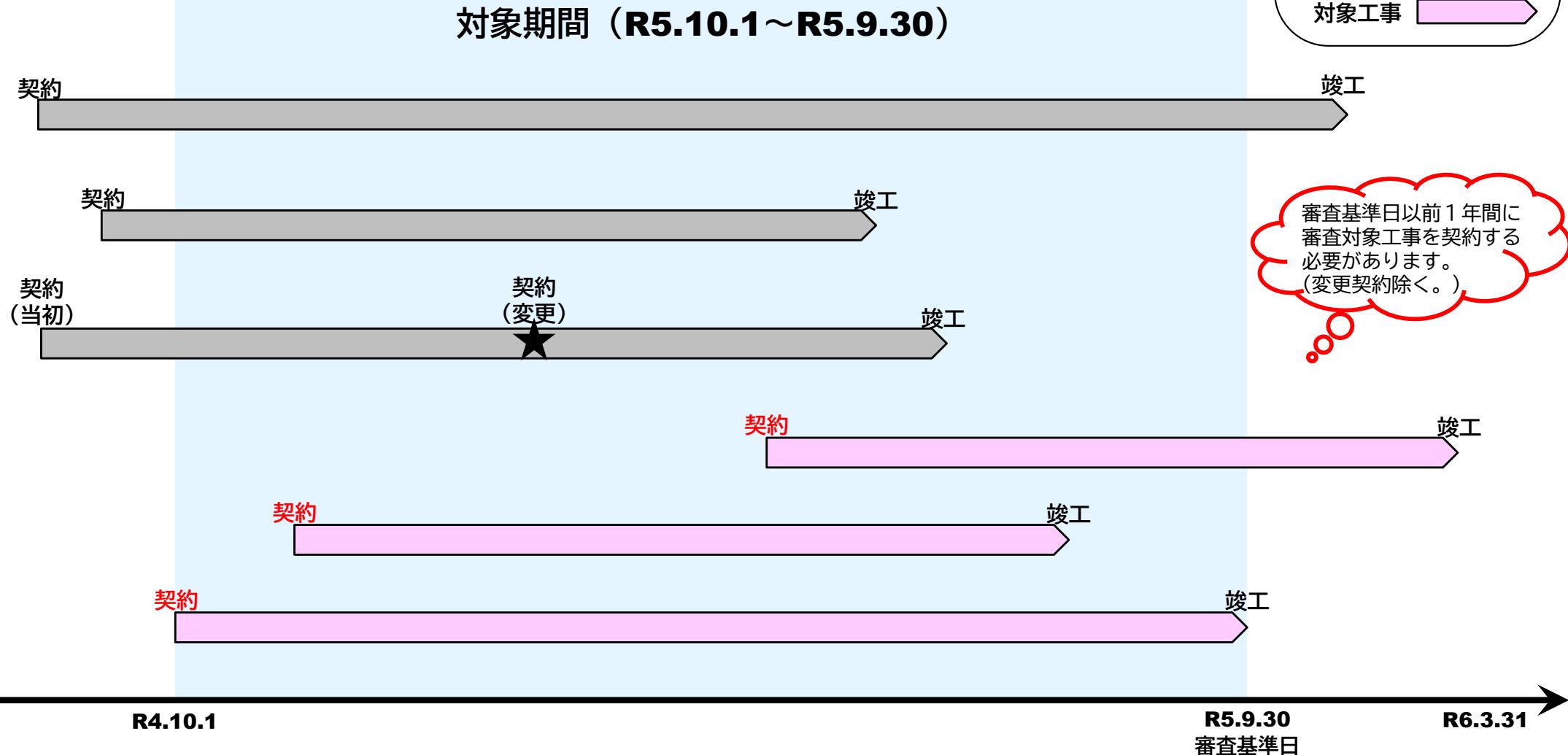
(3) 災害応急工事

- ・防災協定に基づく契約または発注者の指示により実施された工事

令和5年8月14日以降の
審査基準日で申請から適用
となります。

①審査基準日以前1年のうち、発注者から直接請け負った審査対象工事

(例) 審査基準日が令和5年9月30日の審査対象工事





②建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積する措置を実施し、誓約書を提出

→ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置とは、(1) 及び (2) を整備することをいいます。

(1) 建設キャリアアップシステム(以下、CCUS)において、**現場契約情報の作成と登録**

CCUSにおいて次の内容(=現場情報)の登録を行ってください。

●現場名 ●組織情報 ●現場連絡先 ●現場事務所住所、電話番号など

●現場管理者 ●就業履歴蓄積期間 ●発注区分 ●有害物質の取り扱いの有無

※ 上記のほか、施工体制や施工体制技能者情報等についても可能な限り登録してください。

現場情報の登録は、建設工事に従事する者が現場に入場するまでに実施してください。

(2) 建設工事に従事する者がCCUSへ直接入力しない方法で**就業履歴を蓄積できる体制を整備**

CCUSへ直接入力しない方法とは次にあげられるものなどです。

●CCUSカードをカードリーダーにかざして就業履歴を蓄積する

●電話(電話番号やQRコードを使用)をかけて現場への入退場履歴の登録

●顔認証による入退場の履歴登録 など

※ 詳細については、一般財団法人建設業振興基金の公表資料を確認してください。

就業履歴を蓄積する措置は、竣工まで行うようにしてください。



(補足)建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

加 点 要 件	評点
① 審査対象工事のうち、 民間工事を含む全ての建設工事 で該当措置を実施した場合	15
② 審査対象工事のうち、 全ての公共工事 で該当措置を実施した場合	10

①民間工事を含む全ての建設工事 (=15点)

- 民間工事と公共工事の全てで該当措置を実施している
- (公共工事を1件も受注していない場合)民間工事の全てで該当措置を実施している
- (民間工事を1件も受注していない場合)公共工事の全てで該当措置を実施している

②全ての公共工事 (=10点)

- 民間工事の全てで該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している
- 民間工事の一部で該当措置をせず、公共工事の全てで該当措置を実施している

非該当(=該当しない)場合

- 次の場合は、非該当(該当しない)になります。
 - 上記①と②に該当しない場合
 - 審査対象工事が1件もない(元請はなく、下請け工事のみを受注している)場合